

県南広域振興局長告示第11号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、金流川沿岸土地改良区（一関市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成29年2月3日

県南広域振興局長 堀 江 淳

1 就任

(1) 理事

加藤良助	一関市花泉町涌津字松ノ坊14番地
岩渕功	〃 〃 〃 字松子沢50番地10
岩渕正彦	〃 〃 〃 字町浦173番地
小野寺俊夫	〃 〃 〃 字中町17番地
今野孝吾	〃 〃 〃 字亥年前82番地1

(2) 監事

菅原勉	一関市花泉町涌津字道下36番地
佐藤恵一	〃 〃 〃 字後山52番地3

2 退任

(1) 理事

加藤良助	一関市花泉町涌津字松ノ坊14番地
岩渕功	〃 〃 〃 字松子沢50番地10
岩渕正彦	〃 〃 〃 字町浦173番地
小野寺俊夫	〃 〃 〃 字中町17番地
今野孝吾	〃 〃 〃 字亥年前82番地1

(2) 監事

岩渕英雄	一関市花泉町涌津字松ノ坊15番地3
菅原勉	〃 〃 〃 字道下36番地